

ホームページ等からの口座開設に係る特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、当行ホームページ等（アプリを含む）から申し込みを行い、当行へ印鑑の届出を行わずに開設した普通預金口座（以下、「本口座」といいます。）に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、「普通預金規定」ならびに付隨する各取引の規定（以下、総称して「取引規定」と言います。）の一部を構成するとともに取引規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては、各取引規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは取引規定に従います。

2. (口座の利用開始等)

- (1) 本口座の開設のお申込みは、本口座の開設を希望される方ご本人が行う必要があります。当行は、お申込みが当行所定の対象地域に居住する日本国籍を有する18歳以上の個人によりなされたものであることその他当行所定の条件を満たすものであることを確認することができた場合に、本口座の開設を承諾するものとします。
- (2) 本口座は事業性資金の管理目的で利用することはできません。また、屋号のある名義についてもご利用いただけません。
- (3) 当行ホームページ等から本口座を開設する場合、通帳の発行は行いません。
- (4) 当行ホームページ等から本口座を開設する場合、同時にICキャッシュカードの発行を申し込むものとします。
- (5) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行は預金者に通知することにより本口座を解約できるものとします。これにより預金者に生じた損害については、当行に故意または過失のある場合を除き、当行は責任を負いません。
 - ①預金者がこの特約または各取引規定に違反した場合
 - ②申込内容に虚偽の申告があった場合
 - ③預金者の意思によらず取引が開始されたことが明らかになった場合
 - ④キャッシュカード等の郵便物が郵便不着や受取拒否等で当行に返戻された場合
 - ⑤非居住者であることが明らかになった場合
 - ⑥本口座が事業性資金の管理に利用されていることが明らかになった場合
 - ⑦本口座が本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑧法令で定める本人確認等における確認事項について、預金者の回答または届出が偽

りであることが判明した場合

- ⑨本口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が本口座の解約が必要と判断した場合
- ⑩前各号のほか、当行が解約を必要とする相当の事由が生じた場合

3. (印章の届出)

- (1) 本口座の印章は、本口座開設後に別途当行所定の方法により、届け出るものとします。当行が印章の届出を受け付ける際には、当行所定の方法により本人確認等を行うことがあります。
- (2) 印章の届け出が完了するまでは、印章の押印を要する当行所定の取引ができません。
- (3) 印章の届け出前に生じた損害、または届け出が正当に行われなかつたことにより生じた損害については、当行に故意または過失のある場合を除き、当行は責任を負いません。

4. (特約の変更等)

当行は、この特約を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、この特約を変更する旨、変更後の特約の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法より周知することとし、効力発生日以降は、変更後の特約にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合のこの特約の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以上

(2025年8月18日現在)